

「国有林野の管理経営に関する基本計画」の策定について

新たな管理経営基本計画が策定されました

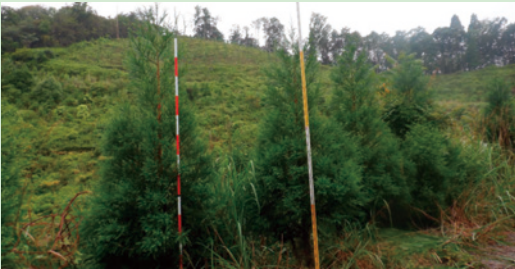
「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「管理経営基本計画」）は、国有林野の管理経営に関する基本方針等を明らかにするため、「国有林野の管理経営に関する法律」第4条の規定に基づき、農林水産大臣が5年ごとに定める10年を1期とする計画です。

令和6年4月を始期とする新たな管理経営基本計画について、林政審議会での3回にわたる議論を経て令和5年12月に策定しました。

新たな管理経営基本計画においては、国有林野の公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業施策全体の推進に貢献することとして、次の取組を推進することとしています。

新たな計画の主な追加事項

- ・森林吸収量の確保・強化に向けた**エリー**・**トツリー**等による成長の旺盛な若い森林の造成
- ・**花粉症対策**の加速化
- ・**国土強靱化**基本計画に基づく治山対策
- ・**30 by 30**目標の達成に向けた生物多様性保全の取組



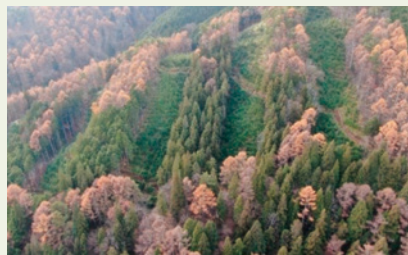
成長のよい特定苗木



流木捕捉式治山ダム工

公益重視の管理経営の一層の推進

- ・国有林野を重視すべき機能に応じ5タイプに区分し、**公益林**として管理経営
- ・森林・林業基本計画に基づく**複層林**化等を先導的に推進
- ・原生的な天然林等を**保護林**として保護・管理
- ・効果的かつ効果的な捕獲等による鳥獣被害対策



育成複層林

森林・林業施策全体の推進への貢献

- ・林業の省力化や低コスト化に向けた技術開発・実証と普及
- ・市町村の森林・林業行政に対する技術支援
- ・持続的かつ計画的な木材の供給により森林・林業基本計画に掲げる国産材供給量の拡大に貢献
- ・木材需給急変時の供給調整機能の円滑な発揮



市町村職員に対する技術支援

新たな計画の主な追加事項



現地検討会



樹木採取区における伐採

- ・特に効率的な施業を推進する森林を設定し、「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業を分かりやすく推進
- ・その成果の現地検討会やHPでの公表を通じて民有林に普及
- ・複数年契約や樹木採取権制度等を活用した林業事業体等の育成

その他

- ・公用・公共用、公衆の保健等のための国有林野の貸付け等を適切に実施
- ・森林GISやドローン等を活用した業務の効率化
- ・東日本大震災からの復旧・復興への貢献

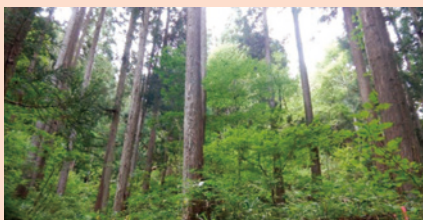


ドローンを活用した被災状況調査

新たな計画の主な追加事項



地熱発電事業



国庫に帰属した森林

- ・国土保全等への配慮と地域の意向を踏まえた再生可能エネルギー発電事業への適切な貸付け等
- ・相続土地国庫帰属制度への対応

国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況
https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/jissi/index.html



国有林野の管理経営に関する基本計画
https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kanri_keiei/kihon_keikaku.html



なお、管理経営基本計画に基づく取組内容につきましては、「国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」として、毎年、林野庁ウェブサイトで公表しています。

北海道から九州までの各森林管理局が、それぞれの地域の特性を踏まえて様々な取組を実施しておりますので、ご覧いただき、国有林野事業に関心を持っていただければ幸いです。